

地方税の納付を 猶予する制度があります

税務収納課 収納係 ☎57-8505



以下の場合には、地方税の納付を猶予することができますので税務収納課・収納係までご相談ください。

ケース①

災害により財産に
相当な損失が生じた場合

例 新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合



ケース②

病気にかかった場合



例 納税者ご本人、または生計が同じ家族が病気にかかった場合

ケース③

事業を廃止
または休止した場合



例 納税者が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合

ケース④

事業に著しい
損失を受けた場合

例 納税者が営む事業について、利益の減少等により著しい損失を受けた場合



これ以外にも、地方税を一度に納付することができない場合に申請による換価の猶予制度があります。

※換価の猶予…すでに差し押さえされている財産、あるいは今後差し押さえの対象となりうる財産の換価処分（公売）を猶予すること

eLTAX（地方税の手続きを行える総合サイト）からも猶予の申請ができます。詳しくは地方税共同機構のホームページをご覧ください。

<http://www.eltax.lta.go.jp/news/03047>



高齢者福祉サービスのご紹介



香南市では、高齢者の方々が住まいの地域でこれからも安心して自立した暮らしができるよう、次の高齢者福祉事業を行っています。

4

在宅介護手当

内容／1カ月のうち15日以上在宅で介護を行った月数分、1カ月あたり8,000円を介護手当として支給します。

■対象／次のいずれにも該当する方
①要介護3～5の認定者を在宅で介護している方
②介護者、介護を受ける方が市民税非課税世帯



5

日常生活用具給付事業

内容／特定福祉用具販売業者で購入した歩行補助具（杖・シルバーカー・歩行器）の購入費の一部を助成します。

■対象／65歳以上の歩行に補助を要する高齢者
■扶助額／購入額の2分の1の金額で、シルバーカー・歩行器は10,000円、杖は5,000円を上限とする

6

軽度生活援助事業

内容／市から委託を受けた支援員が自宅を訪問し、掃除や買い物などの簡単な日常生活上の援助を行います。

■対象／次のいずれにも該当する方
①自宅で生活している65歳以上のひとり暮らし、または高齢者世帯で、日常生活で支援の必要な方
②介護保険の訪問介護サービスを利用していない方

■利用料／1時間 200円
■利用回数／原則月2回まで
■利用時間／1回あたり1時間



7

介護用品の支給事業

内容／年間75,000円分までの紙おむつ等の介護用品の購入費を助成します。

■対象／次のいずれにも該当する方
①要介護3～5の認定者を在宅で介護している方
②介護者、介護を受ける方が市民税非課税世帯

1 新規事業

可燃ごみ戸別収集事業 内容／週に1度、家族や近隣住民等によるごみ出しの支援を受けることが困難な高齢者を個別に訪問し、可燃ごみの収集を行います。

■対象／要介護の認定を受けている高齢者で、ごみ出しの支援が必要な方または高齢者世帯の方

2 拡大事業

医療機関送迎サービス事業 内容／家族による送迎や公共交通機関を利用することが難しい方が、通院のためにタクシーを利用する際の費用の一部を助成します。

■対象／要支援または要介護の認定をうけている市民税非課税の在宅者

■利用回数／月1回まで

■助成限度額／

- ・高知市内の医療機関…5,000円
- ・南国市・香美市・安芸市・芸西村の医療機関…3,000円
- ・香南市内の医療機関…全額助成



3

緊急通報体制整備事業

内容／病気や事故に備えるため、緊急通報装置を貸し出します。あんしんセンターから月1回の安否確認や随時相談を受け付けるサービスもあります。

■対象／65歳以上の市民税非課税世帯の方で、ひとり暮らし、または高齢者世帯の方。転倒が多いなど、日ごろから生活に注意を必要とする方

■利用料／月額 200円



各事業について細かな決まりがありますので、詳細はお問い合わせください。▶問い合わせ／高齢者介護課 ☎57-8510